

V i C ・ ウ ー マ ン 認 定 要 領

	平成 6 年 5 月 24 日
一部改正	平成 7 年 6 月 12 日
一部改正	平成 11 年 4 月 22 日
一部改正	平成 13 年 5 月 29 日
一部改正	平成 15 年 4 月 9 日
一部改正	平成 17 年 4 月 7 日
一部改正	平成 18 年 4 月 13 日
一部改正	平成 19 年 4 月 17 日
一部改正	平成 20 年 5 月 15 日
一部改正	平成 26 年 5 月 23 日
一部改正	平成 27 年 12 月 14 日
一部改正	平成 28 年 6 月 6 日
一部改正	平成 29 年 3 月 30 日
一部改正	平成 30 年 6 月 6 日
一部改正	令和 4 年 5 月 25 日
一部改正	令和 7 年 5 月 8 日

1 趣 旨

農山漁村女性は、生産活動や、農林漁業者で構成される組織を通じた地域でのむらづくり活動の推進など本県農山漁村の重要な担い手となっている。今後更に農山漁村女性が魅力ある農山漁村づくりを進めていくためには、なお一層女性の能力を高めるとともに、農山漁村における女性の社会的評価の向上を図っていくことが重要である。

このため、特色ある地域農林水産業の推進や住みよい社会づくりに取り組み、優れた地域活動の実績を持つ農山漁村女性リーダーを「V i C ・ ウ ー マ ン」として認定し、地域農林水産業の振興や農山漁村の活性化の推進役を担ってもらおう。

2 「V i C ・ ウ ー マ ン」の定義

「V i C ・ ウ ー マ ン」とは、Village Conductor of Womanの略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮する女性リーダー」を意味する。

3 「V i C ・ ウ ー マ ン」の認定等について

(1) 認定要件

「V i C ・ ウ ー マ ン」は、次のアの要件を満たし、かつ、次のイからエまでのいずれかの要件を満たす農山漁村女性とする。

ア 認定年度の4月1日現在おおむね35歳以上60歳未満の者

イ 農林漁業者で構成される組織活動において指導的役割を担っている者

ウ 合理的な経営を実践するなど地域農林水産業の振興や農山漁村生活の向上に意欲的な者

エ 円満な人格と優れた生産・生活技術を有し、農山漁村の若い担い手女性の育成に熱心な者

(2) 認定手続

ア 市町村長は、管内に在住し、又は管内で活動する農山漁村女性の中に、「V

「VIC・ウーマン」として(1)の認定要件を満たすと認められる者がある場合、関係する農林水産事務所長と協議の上、知事に推薦するものとする。

この場合、市町村長は次の書類を関係する農林水産事務所長に提出するものとする。

- (ア) 「VIC・ウーマン」候補者推薦書(様式1)
 - (イ) 被推薦者の同意書(様式2)
 - (ウ) 被推薦者の身上調書(様式3)
 - (エ) 被推薦者の経営及び地域活動実績調書(主たる経営が農林業の場合は様式4の1、漁業の場合は様式4の2)
 - (オ) 被推薦者によるレポート
- イ 農林水産事務所長は、次の書類を作成し、前記の書類に付して農林水産政策課長に提出するものとする。

「VIC・ウーマン」候補者に関する意見書(様式5)

(3) 認定

知事は、適任と認める者を「VIC・ウーマン」として認定し、認定証書を交付するものとする。

(4) 「VIC・ウーマン」の認定期間と認定の取消し

ア 認定期間

認定日から満67歳に達した年度の末日までとする。ただし、満65歳に達した者は、本人の申出により認定期間を終えることができるものとする。

イ 認定の取消し

- (ア) 知事は、社会的、道義的に「VIC・ウーマン」としてふさわしくない行為があると認めたときは、認定を取り消すことができるものとする。
- (イ) 知事は、「VIC・ウーマン」から認定の取消しについて申請があり、正当性を認めたときは、認定を取り消すことができるものとする。

4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。